

## 通年議会についての決定事項

No.	項目	関係条例等	決定事項	決定日
1	実施方法の選択 手法1（先行自治体の手法：地方自治法第102条②） 手法2（自治法改正に基づき：地方自治法第102条の2） 上記のうちから実施する方法を選択	基本条例第3条 定例会の回数を定める条例の廃止	通年議会 （地方自治法第102条第2項の規定に基づく形）	2月21日
2-①	会期の始期・終期の設定 1年のうち、いつからいつまでを会期と設定するか。	会議規則第5条第2項	会計年度に合わせる会期	2月21日
2-②	任期満了年の会期	会議規則第5条第3項	4月から任期満了の11月29日までの間で定める会期と、 <u>新任期開始後の12月から3月末日までの間で定める会期の年2回の会期とする。</u>	2月21日
2-③	議会の解散があった場合又は議員が全員いなくなった場合の会期		規定の必要なし	2月21日
3	専決処分 （別紙 市長専決処分事項の指定について）	地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項 （別紙 市長専決処分事項の指定について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和解及び損害賠償の額 300万円（交通事故による場合にあっては、当該額に、自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及びてん補額並びに免責金額を加えた額）以下のもの</li> <li>※再確認</li> <li>・ 条例改正 <b>(旧) 法令（法律及びそれに基づく命令（告示を含む。）をいう。）の改正_____に伴う_____の改正（改正の内容に市の裁量の余地がなく_____、かつ、直ちに施行しなければならない<b>条例の改正</b>に限る。）</b> ↓ <b>(新) 法令（法律及びそれに基づく命令（告示を含む。）をいう。）の改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項又は用語の引用箇所を整理するための条例の改正（改正の内容に市の裁量の余地がなく、<u>必然的に改正を要するものであって、かつ、直ちに施行しなければならないもの</u>）に限る。）</b></li> <li>・ 災害時等の補正予算 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修、工事又は支援活動に係る歳入歳出予算の補正</li> <li>・ 衆議院解散等による補正予算 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正</li> <li>・ 変更契約の締結 規定しない。</li> </ul>	<p>和解及び損害賠償の額については、4月12日決定</p> <p>条例改正、災害時等の補正予算、衆議院解散等による補正予算については、4月5日決定</p> <p>変更契約の締結については、4月12日決定</p>

No.	項目	関係条例等	決定事項	決定日
4	一時不再議	会議規則第15条	①「同一の会期中」の新たな呼称について、「同一の審議期間中」と改正する。 ②「ただし書」を加える。 ③「ただし書」の内容は、「ただし、事情の変更があったときはこの限りでない。」と規定する。	3月15日
5	発言の取消し又は訂正	会議規則第64条	会議規則中、「その会期中に限り」を「その審議期間中に限り」と改正する。	3月15日
6-①	(1) 開議（再開）等に関する取り決め  定例会の会議の時期	会議規則第7条の3	(1) 定例会の会議の時期について ① 開会月及び再開月について 4月に開会し、再開を6月、9月、12月及び翌年の2月とし、定例会の会議の開会月に再開する。 ②「ただし書」を加える。 ③「ただし書」の内容は、「都合によりこれを変更することができる。」と規定する。  (2) 会議開催の通知について ① 定例会招集の場合 告示（地方自治法に基づき、市長は定例会招集の7日前までに告示する）に基づき、議長が7日前までに議員に通知する。 ② 再開の場合 各会議の再開の日の7日前までに、議長が議員及び執行部に通知する。	3月15日
6-②	(2) 開議（再開）等に関する取り決め  市長又は議員から会議の再開請求があった場合	会議規則第7条の3	① 一定期間内での議決を担保する旨について、規定する。 ② 市長又は議員から議案を示し、本会議の再開請求があった場合については、7日以内に会議を再開する。	3月15日
7	会議の呼称  会議の呼称をわかりやすいように設定する。	会議規則第7条の2及び先例1～	(1) 定例会は、令和6年つくば市議会定例会とする。 改選の年については、令和6年第1回つくば市議会定例会、令和6年第2回つくば市議会定例会とする。 (2) 定例会を開会するための会議は、令和6年つくば市議会定例会開会会議とする。 (3) 会期中に行う定例的な会議は、令和6年つくば市議会定例会6月定例会議とする。 (4) 会期中に行う臨時的な会議は、令和6年つくば市議会定例会10月緊急会議とする。 (5) 従来の定例会の期間（定例会の会期中に定例的に開く会議の期間）は、「審議期間」とする。	3月15日
8	議案等の番号の付番  議案等の番号は、暦年で付番するのか、審議期間ごとに付番するのか。	先例44-2	<b>※再確認</b> <b>(旧) 通年議会を導入する令和6年においては、令和5年12月定例会で付与された議案番号の続きのまま令和6年3月定例会に提出される議案に番号を付与し、令和6年4月の通年議会導入以後は、会期の初めに開催される開会会議以後に提出される議案から順に会期に合わせて議案番号を付与する。</b> ↓ <b>(新) 通年議会を導入する令和6年においては、1月1日から3月31日までの間の議案番号は暦年ではなく、令和5年に付与された議案番号の続きのまま付与し、4月1日以降、新たに</b> <b>議案番号を付与する。また、令和7年度以後は、同様に会計年度ごとに議案番号を付与する。</b>	5月24日

No.	項目	関係条例等	決定事項	決定日
9	議事日程の番号の付番 議事日程は、審議期間ごとに作成し付番するのか、 会期ごとに作成し付番するのか。	先例100		4月5日
10	会派代表質問・一般質問の運用	会議規則第61条	(1)会派代表質問の運用について 現行のとおり、3月の定例的な会議(定例会)で実施  (2)一般質問の運用について 現行のとおり、3月、6月、9月、12月の定例的な会議(定例会)ごとに実施	4月5日
11	執行部の会議への出席 先例等に規定するか？	先例116-2	先例に規定	4月5日
12	閉会中の継続審査・閉会中の継続調査 取扱いの確認	地方自治法第109条 ⑧ 委員会条例第36条 (既存ルールの運用)	(1)「閉会中の継続審査」について 3月定例会議の審議期間末に本会議で議決する。  (2)「閉会中の継続調査」の運用について 3月定例会議の審議期間末に本会議で議決する。	4月5日
13	請願、陳情の提出期限	先例273、274及び 276の◎	つくば市議会先例を以下のとおり改正する。 273 請願の委員会への付託は、各審議期間の開議日の2日前(つくば市の休日の場合は、その前日)までに提出されたものを、当該開議日の本会議前に開かれる議会運営委員会で確認の上、開議日に委員会へ付託する。 274 当該審議期間開議日の1日前から審議期間最終日の2日前(つくば市の休日の場合は、その前日)までに受理した請願は、審議期間最終日に所管委員会に付託する。  276 陳情書は、陳情文書表に記載し、議員全員に参考送付する。 ◎ 各審議期間の開議日の2日前(つくば市の休日の場合は、その前日)までに受理した陳情書(要望書等を含む。この文中において同じ。)は、当該審議期間開議日に配付するものとし、当該審議期間開議日の1日前から審議期間最終日の2日前の2日前(つくば市の休日の場合は、その前日)までに受理した陳情書は審議期間最終日に配付する。	4月5日
13-②	請願・陳情の番号の付番(新規)	先例に規定	通年議会を導入する令和6年においては、1月1日から3月31日までの間の請願又は陳情の受理番号は暦年ではなく、令和5年に付与された受理番号の続きのままそれぞれ付与し、4月1日以降、新たに受理番号を付与する。また、令和7年度以後は、同様に会計年度ごとに受理番号を付与する。	〇月〇日
14	会議録の調製 会議録は、定例的な会議又は緊急的な会議ごとに調製するのか、会期ごとに調製するのか。	会議規則第75条第3項	現行のとおり、3月、6月、9月、12月の定例的な会議(定例会)、臨時会ごとに調製する。	4月5日